

番号確認・本人確認書類(写)添付台紙兼提出物チェックリスト

子どものための教育・保育給付等認定申請書の提出にあたっては、市は保護者(申請者)の個人番号と本人であることの確認が必要になります。

施設を通じて提出する場合や郵送の場合は、以下の書類をこの台紙に貼って申請書類と一緒に提出してください。併せて、裏面の提出物チェックリストをご活用ください。

【保護者(申請者)がマイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの場合】

マイナンバーカードの表面及び裏面のコピーを貼ってください。

(表面)



(裏面)



【保護者がマイナンバーカードをお持ちでない場合】

「①番号確認書類」と「②本人確認書類」をそれぞれ貼ってください。

①番号確認書類

保護者のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード(変更がないものに限る)のコピー



- マイナンバーが記載された住民票の写し
などのうちいずれか1つ

+

②本人確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類のコピー

《顔写真付きの書類の場合》

- 運転免許証 ●旅券 ●身体障害者手帳
 - 在留カード ●特別永住者証明書
- などのうちいずれか1つ

《顔写真が無い書類の場合》

- 公的医療保険の被保険者証 ●共済組合員証
 - 国民年金手帳 ●児童扶養手当証書
- などのうちいずれか2つ

提出物チェックリスト

★印の書類は原則、認定開始希望日以前に発行された、発行日から認定開始希望日までの期間が6か月以内のものである必要があります。ご提出いただいた書類は返却できませんので、必要に応じてコピー等をお取りください。

全ての方が提出する書類		チェック	
子どものための教育・保育給付等認定申請書		<input type="checkbox"/>	
保護者（申請者）の個人番号（マイナンバー）を確認できる以下のいずれかの書類		<input type="checkbox"/>	
①	マイナンバーカード（個人番号記載面）のコピー	③	個人番号が記載された住民票の写し★
②	通知カード（変更がないものに限る）のコピー	④	住民票記載事項証明書★
保護者（申請者）の本人確認ができる以下のいずれかの書類のコピー		<input type="checkbox"/>	
Ⓐ	マイナンバーカード（顔写真面）	㉑	精神障害者保健福祉手帳
Ⓑ	運転免許証	㉒	療育手帳
Ⓒ	運転経歴証明書	㉓	在留カード
Ⓓ	旅券	㉔	特別永住者証明書
Ⓔ	身体障害者手帳		
上記Ⓐ～㉑以外の場合は、以下㉕～㉗の2つ以上の書類			
㉕	健康保険証	㉘	共済組合員証
㉖	後期高齢者医療被保険者証	㉙	私立学校教職員共済制度の加入者証
㉗	介護保険被保険者証	㉚	国民年金手帳または基礎年金番号通知書
㉛	健康保険日雇特例被保険者手帳	㉜	児童扶養手当証書

世帯状況により提出が必要な書類		チェック
ひとり親家庭で児童扶養手当を受給していない場合	戸籍謄本（全部事項証明書）★ ※別居していて離婚協議中の場合は弁護士・裁判所を介して行っていることを確認できる書類★ （相手方に離婚の意思が表明されていることが確認できる必要有） ※外国籍の場合はひとり親の事実を確認できる書類★	<input type="checkbox"/>
令和5年中又は令和6年中に国外に居住していた場合	国内収入と国外収入を勤務先が証明した書類★ ※国外収入が無かった場合は収入が無かった旨の申立書★	<input type="checkbox"/>

保育の必要性があり、預かり保育の利用料の無償化認定を希望する場合
 ※以下のいずれかの書類が必要です。ふたり親家庭の場合は父母それぞれの書類が必要です。
 預かり保育の利用料の無償化認定を希望しない場合は不要です。

保育の必要性を証明する書類		提出書類	
1	就労	1ヶ月の実労働時間が64時間以上	父 <input type="checkbox"/>
	内職	月3万円以上	
2	出産	産前6週目（多胎の場合は14週目）の日（産前6週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は、効力発生日）が属する月から、産後8週目の翌日が属する月までの期間にあって、出産の準備又は休養を要する期間 ※出産予定日で認定するため、実際の出産日より認定期間が前後する場合があります。	母 <input type="checkbox"/>
3	疾病・傷病	1ヶ月以上の入院、常時仰臥・精神性の疾病、その他療養が必要な場合	
4	心身障がい	身体障害者手帳1～4級、精神障害者手帳1～3級、療育手帳A・B1・B2	
5	介護・看護	同居の家族などを月64時間以上介護・看護しているため保育にあたれない場合	
6	災害	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧のため保育にあたれない場合	
7	求職	仕事を探すことのために専念するため、外出することが常態となっている場合	
8	就学	月64時間以上の就学（就学先は、原則として学校教育法や職業訓練開発促進法で定めるもの等）	
		就労証明書★ ※本人や家族が経営する事業所で就労している場合は、開業届（e-Taxの場合は受信通知及び申請データ）・登記事項証明書・登記簿の謄本／抄本・確定申告書（直近年度分）・請負契約書・営業許可書等のいずれかの写しを添付 ※証明日より就労開始（予定）日が後の日付の場合には就労内定状態となり、就労開始日以降の証明日の就労証明書提出が必要 ※内職の方は直近3か月分の給与明細のコピーを添付	
		親子健康手帳（母子健康手帳）の表紙と分娩予定日が分かるページのコピー ※多胎子の場合は、複数冊分の写しが必要。多胎児を除き、産前6週目より早く産前休暇が開始となる場合は、産前休暇期間記載の就労証明書★も必要	
		医師の診断書★ ※自宅での保育が困難であり、保育所等での保育の必要性の記載があるもの	
		各手帳のコピー	
		介護または付き添いに関する申立書★及び介護・看護を必要とする状況が確認できる医師の診断書★など	
		災害復旧に従事していることが分かる書類★	
		求職活動に関する申立書★	
		在学証明書★及び認定開始希望日以降の時間割が分かる書類	